

交通事故防止ガイドライン

平成18年度
大磯町教育委員会
(平成18年10月31日改正)

はじめに

神奈川県・全国の教職員の交通事故が多発しています。文部科学省の2002年度調査によると、交通事故に関わる懲戒処分を受けた公立学校教職員は前年度比22人増の619人で、被処分者全体の51.0%に達し、1位になっています。このうち飲酒運転による者は30人も増えて132人と21.3%を占めています。

自動車は日常生活の移動手段としてきわめて便利なものですが、一面で人間を死亡に至らしめる危険性を持っています。教職員が自動車を運転する際には、教職員としての倫理性に基づいた運転が社会的に要求されています。

悪質な交通違反・事故は、被害者に多大な苦痛を与えると同時に、本人の生活の基盤を破壊することにつながり、また教育界全体に対する保護者・地域の信頼を失わせ、日常の円滑な教育活動を阻害することにつながります。大磯町の教職員の皆さんはこのようなことがないように自覚をもっていただきたいと思います。

市原刑務所入所者の手記

出典：『贖いの日々 - 交通事故はもうたくさん - 第38集』
平成15年7月 p30 ~ p32 より

まず交通事故を起こして市原刑務所に入所した人の手記を読んでください。

息子を帰してと言われて M・O 会社員(42歳)

朝起きると窓の外は一面に霜が降り、ここ市原刑務所で新たな年を迎えようとしております。今年の正月も拘置所で過ごしたわけですから、拘禁されて2度目の正月を迎えることになりました。

世間一般では新年に備えて忙しい毎日が続き、家族だんらんでお正月を迎える準備をしているころでしょう。

平成13年の秋、午前0時を過ぎたころ、私は取り返しのつかない事故を起こしてしまいました。この世に生を受けていまだ20歳という若い男性の尊い命を私の勝手気ままな運転で奪ってしまったのです。

当時、私は仕事を終え、友人と約束の場所で会い、居酒屋とカラオケボックスで中ジョッキ4杯と瓶ビール1本を飲み、久しぶりの再会で酒の量も増えていました。気がつくと午後11時を回っていました。妻には残業で遅くなると言っていた手前、家に帰らなくてはならないと、頭の中はそればかりでした。

普段は飲酒運転などはせず、飲むときは家で飲むか車を置いてタクシーで帰ることがほとんどでした。その日は友人と飲み明かした場所が遠方でもあり、そのときに限ってタクシーがつかまらず、とにかく早く帰りたいという気持ちが先行し飲酒運転が悪いことだと知りつつもハンドル

を握ってしまったのです。

ここが今回の事故に結びつく大きな判断ミスだったのです。友人を家まで送り届け、そのまま仮眠も取らず車を走らせ1時間くらいし、自宅まで残り10分くらいのところで交差点内へさしかかった時でした。目の前を原付バイクが右折し始めていたのに気がつき、慌ててブレーキを踏みました。間に合わず「グシャ」という鈍い音とともに相手の男性がボンネットごしに吹っ飛んできました。

私はあ然として頭の中が真っ白になってしまい、その後、考えられない行動を取ってしまったのです。相手方の救命措置をすることもなく警察、救急車の手配もせず、その場を走り去ってしまったのです。妻に知られることを恐れ、飲酒運転がばれて免許取消し、会社は懲戒解雇、自分に不利益なことばかりを考えていました。相手方のケガのことを真っ先に優先させなければならぬのに、身勝手な自分が情けなくて何度も自分をののしりました。

その日のうちに警察に逮捕、留置され、夜も寝付くことができず、頭の中が交錯し、途方に暮れる毎日でした。

後に私の母親、妻、会社の上司の方が面会にきてくれた時、被害者の葬式に出て、何度も頭を下げて謝罪していただいたことを聞きました。私は遺族の方ばかりではなく、身内の者、その他大勢の人につらい思いをさせてしまったのです。

やがて拘置所へ移監され、裁判の日が来るのを待ちました。実刑2年の判決をいただきました。私は事故後、拘束され続けていたので被害者宅へ出向くことも出来ませんでした。

せめて今の私の気持ちを伝えたくて謝罪の手紙を2通出しました。

裁判所で初めてご遺族の方々の姿を見て、正直ヒヤリとしました。罪状認否で私の背中越しご遺族のすすり泣く声、「息子を返して…」と言われて私はどうすることも出来ません。ただただ深々と頭を下げるばかりで口に出る言葉は「どうもすみませんでした」の繰り返しでした。

現在、市原刑務所で刑をつとめている私ですが、被害者に対して私の出来る償いとは何なのかいまだに答えが見いだせません。

命日の個別焼香、月1回の合同焼香、その他、催される行事などには参加させていただいておりますが、決してそれだけでは償いにはなっていないと思います。ここでの刑期が完了すれば刑事的責任は終わりますが、今後の私は被害者の方々に対して一生償っていかねばなりません。決して許される事ではなくても、何度も何度も手を合わせて供養していきたいと考えております。

事故後、1年が過ぎ、相手方が示談に応じてくれたことがせめてもの救いです。こんな私でも私の帰りを待っている妻、子供たちのためにも、心を入れ変えて頑張っていきたいと思います。

最後に、この手記を読んでいる読者の皆様へお願いしたいことがあります。事故は偶然に起こるものではなく、自分の愚かな行動が引き金になっていることをわかって欲しいのです。

二度と私のような過ちを犯すことのないように耳を傾けていただければ幸いです。

教職員の交通事故の懲戒処分

交通事故を起こした場合、仮に執行猶予付き禁錮刑に処せられたとすれば、事故を起こした本人は当然失職してしまいます(地方公務員法28条4項, 16条2項)。また、起訴猶予になったり、罰金刑に処せられた場合でも、公務員関係の秩序維持という観点

から懲戒処分（戒告，減給，停職，免職）がなされます。（地方公務員法第29条1項）。特に飲酒運転の場合は，原則として免職となるなど厳しい懲戒処分が課せられます。

ここでは神奈川県教育委員会がおこなった，交通事故に関する懲戒処分の事例を紹介します。処分内容に関しては実際の詳細な調査に即して判断されますので，概要だけでは判断できない部分があることを了解ください。

事例 1

公立中学校の場合

概要 自宅で飲酒した後、自家用車を運転して日帰り温泉に出かけ、入浴後、さらに飲酒した。その後、自家用車を運転して午後5時15分頃、赤信号のため前方に停止していた自動車に追突し、相手方運転者を負傷させた。警察の呼気検査を受けた結果、酒気帯び運転と認定された。

処分 懲戒免職 処分年度 平成18年度

事例 2

公立小学校の場合

概要 飲食店で飲酒した後、自家用車を運転し、午後10時25分頃、対向車線を走行していた自動車に衝突し、相手方運転者を負傷させ、相手方自動車と衝突したことを認識したにもかかわらず、走り去った。その後、事故現場に戻り、警察の呼気検査を受けた結果、酒気帯び運転と認定された。

処分 懲戒免職 処分年度 平成18年度

事例 3

県立高等学校教員の場合

概要 男性教諭は、平成15年4月、飲酒した後就寝し、翌日早朝、自家用車を運転し、信号無視により警察の取り締まりを受けた際、酒気帯び運転と認定された。

処分 停職6か月 処分年度 平成15年度

事例 4

H町公立中学校教員の場合

概要 男性教諭は、平成15年3月、居酒屋で日本酒など3合程度飲んだ後、酒気を帯びた状態で自家用車を運転して、信号待ちの自動車に追突し、相手方自動車を損傷させた。

処分 懲戒免職 処分年度 平成15年度

事例 5

F市内の公立小学校教員の場合

概要 男性教諭は，平成14年11月，居酒屋で飲酒した後，自家用車を運転し，警察の検問を受け，酒気帯び運転と認定された。

処分 停職3か月 処分年度 平成15年度

事例6

O市公立中学校教員の場合

概要 男性教諭は，平成14年10月，夜中まで自宅で飲酒した翌日の午後，酒気を帯びた状態であるにもかかわらず，自家用車を運転し，併走する自動車と接触する事故を起こしたが，停止せず，そのまま走り去った。

処分 停職6か月 処分年度 平成15年度

事例7

県立高等学校教員の場合

概要 男性教諭は，平成14年8月，私用で自家用車を運転中，自動二輪車と接触し，相手方運転者を負傷させた。

その際，自家用車を停止させて自動二輪車の運転者を救護せず，走り去った。

処分 懲戒免職 処分年度 平成14年度

事例8

県立高等学校教員の場合

概要 男性教諭は，平成11年3月，私用で自家用車を運転中，トンネル入口の凍結状態となっている路面で自家用車をスリップさせ，トンネル内で停車していた軽貨物自動車に衝突し，運転者を負傷させた。

処分 戒告 処分年度 平成14年度

検討課題

8つの事例を検討して懲戒処分を受けた事例にはどのような共通点があるか，また平成15年度以前と平成18年度の処分の違いを，考えてみてください。

参考

懲戒処分の指針（平成18年9月15日施行 神奈川県教育委員会）の抜粋
標準例

（1）交通事故関係

ア 飲酒運転

酒酔い運転...免職（事故の有無を問わない）
酒気帯び運転
a 酒気帯び運転による人身事故...免職
b a以外...免職又は停職（停職は、前日の飲酒が相当時間経過したにもかかわらず、翌日に残っていた場合などの事案に限定）
飲酒運転の同乗者等
飲酒運転をしていることを知りながら同乗し，又は運転することを知りながら飲酒を勧めた場合は，免職又は停職とする。
イ 交通事故
ひき逃げ...免職
以外...教職員の過失，相手方の被害程度等に応じて，処分を決定

改正道路交通法の抜粋

ここでは平成14年6月1日に施行された改正道路交通法のなかで「悪質・危険運転者に対する対策」に焦点をあてて抜粋します。

1 悪質・危険運転者などに対する罰則が，次のように強化されました。

違反行為	改正前	改正後
救護義務違反（いわゆるひき逃げ）	3年以下の懲役又は20万円以下の罰金	5年以下の懲役又は50万円以下の罰金
飲酒（酒酔い）及びその下命容認	2年以下の懲役又は10万円以下の罰金	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
飲酒（酒気帯び）及びその下命容認	3月以下の懲役又は5万円以下の罰金	1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

2 悪質運転者の対策強化

きわめて悪質な運転者に対しては，1回目の取り消しであっても5年の欠格期間が指定できるようになりました。

悪質危険な違反行為に対する点数が引き上げられました。

過去3年以内の免許の停止などの回数	免許の停止	免許の取り消し			
		欠格期間1年 *（3年）	欠格期間2年 *（4年）	欠格期間3年 *（5年）	欠格期間5年
0回	6点～14点	15点～24点	25点～34点	35点～44点	45点以上
1回	4点～9点	10点～19点	20点～29点	30点～39点	40点以上
2回	2点～4点	5点～14点	15点～24点	25点～34点	35点以上

3 回以上	2 点又は 3 点	4 点～ 9 点	1 0 点～ 1 9 点	2 0 点～ 2 9 点	3 0 点以上
-------	-----------	----------	--------------	--------------	---------

* 欠格期間内又は欠格期間終了後，5 年以内に再び免許の取消処分等を受けたときは，欠格期間が 2 年延長されます。（カッコ内）

違反	改正前	改正後
酒酔い運転，麻薬等運転及び共同危険行為等禁止違反	1 5 点 / 免許取消	2 5 点 / 免許取消
酒気帯び運転（* 1）及び過労運転等	6 点 / 免許停止	1 3 点 / 免許停止 （人身事故を起こした場合は免許取消）
酒気帯び運転（* 2）	-	6 点 / 免許停止
付加点数		
救護義務違反（ひき逃げ）	1 0 点	2 3 点
死亡事故	1 3 点又は 9 点	2 0 点又は 1 3 点
被害の程度が重い重傷事故又は後遺障害が残る交通事故の場合	9 点又は 6 点	1 3 点又は 9 点
その他		
故意による致死傷又は建造物損壊事犯	3 5 点	4 5 点
危険運転致死傷罪	-	4 5 点

（注）* 1 呼気中のアルコール濃度 0 . 2 5 ミリグラム / リットル以上

* 2 呼気中のアルコール濃度 0 . 1 5 ミリグラム / リットル以上 0 . 2 5 ミリグラム / リットル未満

3 刑法

刑法でもあらたに危険運転致死罪が設けられ，飲酒運転に対して厳しい対応がなされています。

【危険運転致死罪】

アルコールの影響により正常な運転が困難な状態で自動車を運転させ，

- ・人を死亡させた場合 1 年以上 2 0 年以下の懲役
- ・人を負傷させた場合 1 5 年以下の懲役

【業務上過失致死罪】

業務上必要な注意を怠り人を死傷させた場合

5 年以下の懲役若しくは禁固又は 1 0 0 万円以下の罰金

教職員の交通事故をなくすために

教職員の交通事故をなくすためにはどうしたらようでしょうか。いくつかの対策をあげていきたいと思います。

1 教職員としての自覚を高める

当たり前のことですが、教職員一人ひとりが自動車を運転する際に、社会的信用が重く、倫理性が強く要求される立場にあることを自覚し、慎重な運転を心がけることが基本です。

飲酒運転に関しては「飲んだら乗るな」を徹底し、親睦会・反省会・歓送迎会などに出席する場合は、あらかじめ自動車を使わない移動手段を講じておく必要があります。自動車を運転する場合は人からの酒のすすめを勇気を持って断らなければなりません。

さらに飲酒後「数時間眠ったから、運転しても大丈夫」という安易な考えをもってはなりません。体内のアルコール度によっては酒気帯び運転として処理されますし、アルコールが体内から完全に排出されるには相当な時間がかかることを自覚してください。アルコールの血中濃度は、飲酒後2時間程度がピークです。さらに日本酒3合（orビール大ビン3本）飲んだ場合、体内のアルコール分が正常に戻るまでには8時間程度かかります。

ノンアルコールビール（酒税法では「アルコール分1%未満」を言います）はローアルコール飲料であって、ノンアルコールビールといえどもアルコール分を全く含まないわけではなく、酒気帯び運転となる場合があります。

2 順法精神を堅持する

道路環境の整備がすすむと同時に最近の自動車はスピードや操縦性能などが向上していることもあり、制限速度をオーバーした運転をしやすい環境にあります。道路に設定された制限速度は道路環境に沿って設定されていることをしっかり理解し、制限速度をまもってください。

3 人権意識を高め、被害者の苦しみを想像する

体罰やセクハラと同様ですが、交通事故に関しても人間が生来の権利として付与されている基本的人権を尊重する精神が大切です。自動車は人間の肉体や精神を損なう一種の「凶器」としての性格もあることを自覚し、いったん事故が起きれば被害者の肉体的・精神的・経済的生活を破壊することになることを強く意識しなければなりません。すなわち交通事故の被害者は肉体的負傷としての苦痛、収入が絶たれることによる経済的苦痛、そして人間全体に関わる精神的苦痛など、様々な苦しみを経験することになります。社会的信用を必要とする教職員はこれらの被害者の苦痛に対して想像力を働かせ、人権感覚を磨き、交通事故の「怖さ」を実感しなければなりません。

4 職場でのストレスを蓄積しないようにする

また交通事故を起こした教職員の中には、同僚や保護者、児童・生徒とのコミュニケーションがうまくとれず、人間関係で悩んだり、職場で孤立しているケースがあります。これを防ぐためには日ごろからの職場の人間関係を大切にし、お互いに仕事の面での協働作業や助け合いが行われていなければなりません。教職員も気軽に相談できるように適応教室内にカウンセリング態勢を整えてあります。現在教職員の相談件数はゼロですが、これを是非利用して日ごろの悩みがあれば相談してみてください。

ストレスの発散の方法には様々な方法がありますが、絶対に自動車の運転をその解決手段に使ってはなりません。

5 運転に集中する

自動車の運転になれてくると、脇見運転をしがちになります。また車間距離も短くなりがちです。前を走る自動車や歩道の歩行者がどのような行動をとるかを予想することは極めて困難です。児童・生徒のなかには信号が青になった瞬間に横断歩道に飛び出すことがありますし、突然歩行者や自転車が方向を変える場合もあります。不測の事態に対して安全対策に心がけるとともに、できる限り自動車を運転するときは、周辺の状態を観察し、細心の注意を払っていなければなりません。

6 社会的制裁の怖さを知る

交通事故を起こすと様々な「制裁」を受けることになります。

まず業務上過失傷害などの起訴理由で検察庁から起訴された場合、事故を起こした本人は直ちに休職処分となり、教壇にたつことは出来なくなります。これを起訴休職と言います。給料は4割カットされて100分の60となります。そして裁判の結果、禁固刑以上の判決が出た場合（執行猶予がついたとしても）、地方公務員法違反により失職となります（第28条）。教職員免許も教育職員免許法の規定により（第10条）免許状は効力を失い、免許状を免許管理者に返納することになります。さらに執行猶予のつかない禁固刑・懲役刑が宣告された場合は、市原刑務所などの交通刑務所に入所することになります。

本冊子の最初にこの刑務所に入所している人たちの手記を掲載しましたが、その悔悟の念は想像以上に深刻なものです。交通事故の怖さを再認識してもらいたいと思います。本町でも市原刑務所の処遇部長さんを講師としてお迎えし、交通事故・飲酒運転等の防止研修会を平成15年11月5日に開催しましたが、学校関係者も含む職員に大きなインパクトを与えました。

次に民事上の責任が発生します。被害者側が示談に応じることがあっても、保険をかけていない場合は、当然自賠責だけでは足りませんので、数千万から数億の賠償責任を問われ、一生働き続けても返しきれない状況に陥ることがあります。これは被害者ばかりでなく、加害者の生活を破壊することにつながります。

刑事・民事上の課題を解決したとしても、行政処分を受けた場合はどうでしょう。

懲戒免職になれば当然教員免許も剥奪されますので、二度と教育の世界に仕事を求めることは出来なくなります。教職員の中で転職がうまくいく人が何人いるのでしょうか。特に年齢が高くなればなるほど、現在の不況下、他の就職口を見つけることは困難でしょう。もし家庭があったら妻や子どもはどうなるのでしょうか。停職の場合はその期間収入が途絶えます。減給の場合は給料の10分の1が課せられた期間減らされます。一定の収入に依存していた生活はきわめて不安定なものになります。

おわりに

繰り返しになりますが、交通事故は絶対に起こさないよう細心の注意を払ってください。一般の場合も同様ですが、教職員はより一層の倫理性が要求されています。手記にもあるように「事故は偶然に起きるものではない」ことを強く心にとめておいてください。